

第 7 6 9 号
平成 3 0 年 8 月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

告 示	番号	頁数
・ 公示送達について	210	1
・ 放置自転車等の保管について	211	2
・ 放置自転車等の保管について	212	2
・ 放置自転車等の保管について	213	2
・ 放置自転車等の保管について	214	2
・ 放置自転車等の保管について	215	3
・ 放置自転車等の保管について	216	3
・ 公示送達について	217	3
・ 放置自転車等の保管について	218	3
・ 放置自転車等の保管について	219	3
・ 放置自転車等の保管について	220	4
・ 放置自転車等の保管について	221	4
・ 公示送達について	222	4
・ 放置自転車等の保管について	223	4
・ 公示送達について	224	4
・ 放置自転車等の保管について	225	4
・ 放置自転車等の保管について	226	5
・ 公示送達について	227	5
・ 放置自転車等の保管について	228	5
・ 放置自転車等の保管について	229	5
・ 平成30年度天理市一般会計補正予算 (第3号)の要領について	230	5
・ 放置自転車等の保管について	231	7
・ 放置自転車等の保管について	232	7
・ 拘留犬の公示について	233	7
・ 放置自転車等の保管について	234	8
・ 公示送達について	235	8
・ 放置自転車等の保管について	236	8
・ 放置自転車等の保管について	237	8

・ 放置自転車等の保管について	238	8
・ 放置自転車等の保管について	239	9
・ 放置自転車等の保管について	240	9
・ 公示送達について	241	9
・ 放置自転車等の保管について	242	9
公 告	番号	頁数
・ 大和都市計画の下水道事業の事業計画の変更について	36	9
・ 一般競争入札について	37	9
・ 農業振興地域整備計画の変更について	38	12
・ 農業振興地域整備計画の変更について	39	12
・ 指定居宅介護支援事業所の指定の廃止について	40	12
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	9	12
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	6	13
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿の登録を行う日について	5	13
監査委員	番号	頁数
・ 定期監査の結果について	1	13
公営企業	番号	頁数
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	12	15
・ 天理市指定下水道工事店の指定について【公告】	15	16
・ 一般競争入札について【公告】	16	16

告 示

(平成30年 7 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第210号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月 6 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 7 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第211号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 7 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 7 月 6 日から平成30年 9 月 3 日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第212号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第213号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第214号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年 7 月 9 日 掲 示 済）

天理市告示第215号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月 9 日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年 7 月10日 掲 示 済）

天理市告示第216号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月10日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年 7 月11日 掲 示 済）

天理市告示第217号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法第78条における地方税法第20条の 2 の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（平成30年 7 月13日 掲 示 済）

天理市告示第218号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月13日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（平成30年 7 月13日 掲 示 済）

天理市告示第219号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月13日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

(平成30年 7 月17日 掲示済)

天理市告示第220号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月17日 掲示済)

天理市告示第221号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月17日 掲示済)

天理市告示第222号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 7 月18日 掲示済)

天理市告示第223号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月19日 掲示済)

天理市告示第224号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 7 月19日 掲示済)

天理市告示第225号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月19日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月20日 掲示済)

天理市告示第2 2 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月20日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月23日 掲示済)

天理市告示第2 2 7号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情がある為、国民健康保険法（昭和33年法律第1 9 2号）第78条における地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）第20条の 2 の準用規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成30年 7 月23日 掲示済)

天理市告示第2 2 8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月23日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月24日 掲示済)

天理市告示第2 2 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 7 月24日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月24日 掲示済)

天理市告示第2 3 0号

平成30年 6 月25日付で専決のあった平成30年度天理市一般会計補正予算（第 3 号）の要領は、次のとおりである。

平成30年 7 月24日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,704,219千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 219,539	千円 3,922	千円 223,461
	1 繰越金	219,539	3,922	223,461
歳 入 合 計		24,700,297	3,922	24,704,219

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		9,706,574	171	9,706,745
	2 児童福祉費	4,315,295	171	4,315,466
8 土木費		3,056,302	1,439	3,057,741
	2 道路橋りょう費	427,083	503	427,586
	5 住宅費	108,468	936	109,404
10 教育費		2,181,095	2,312	2,183,407
	2 小学校費	480,830	2,312	483,142
歳 出 合 計		24,700,297	3,922	24,704,219

(平成30年 7 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 25 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 26 日 掲 示 済)

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 26 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第233号

抑留犬の公示について

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成30年 7 月 27 日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成30年 7 月 26 日

保護場所 天理市山田町

種類 雑種

性別 雄

体格 中

毛色 薄茶

首輪 無

その他、特徴 無

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成30年 7 月 27 日 掲 示 済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 27 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第235号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 7 月 30 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 7 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 30 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 7 月 31 日 掲 示 済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 7 月 31 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 8 月 1 日 掲 示 済)

天理市告示第238号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成30年 7 月 31 日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 8 月 1 日から平成31年 1 月 31 日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの。(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(平成30年 8 月 1 日 掲示済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 8 月 2 日 掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月 2 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(平成30年 8 月 3 日 掲示済)

天理市告示第241号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成30年 8 月 3 日 掲示済)

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(平成30年 7 月11日 掲示済)

天理市公告第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、天理市上下水道局下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年 7 月11日

天理市長 並 河 健

(平成30年 7 月13日 掲示済)

天理市公告第37号

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年 7 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 担当部局
〒632-8555 天理市川原城町605番地
天理市総務部総務課（市役所4階）
担 当 奥本
T E L 0743-63-1001（内線417）
F A X 0743-62-5016

- 2 入札に付する市有財産物件
以下の物件を入札に付し、売払う。

物件の所在地	地目	実測面積	用途地域	建蔽率	容積率	予定価格
勾田町230番1	雑種地	2,480㎡	第1種住居地域	60%	300%	67,210,000円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とします。

- 3 問い合わせ先及び入札説明書等を交付する場所
問い合わせ先は、1に同じ。入札説明書等必要書類は天理市ホームページからダウンロードすることもできる。また天理市役所4階総務課においても配布する。ただし、この場合は、7月13日（金）から8月13日（月）まで（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）
- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に該当しない者であること。
- 5 申込方法
 - (1) 提出期限 平成30年8月13日（月）午後5時まで
 - (2) 提出場所 1に同じ
 - (3) 必要書類
 1. 入札参加申込書（様式第1号）
 2. 宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書
 - 【法人の場合】
 - ア 登記事項証明書（全部事項証明書）
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 納税証明書（法人市民税・固定資産税【平成28年度分及び平成29年度分】）
 - 【個人の場合】
 - ア 住民票（申込者のみ）
 - イ 印鑑登録証明書
 - ウ 納税証明書（市県民税・固定資産税【平成28年度分及び平成29年度分】）
 - エ 身分証明書（成年被後見人・被保佐人の宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したもの。）
- 6 入札保証金の納付
 - ① 入札者は入札保証金として、3,360,500円を納付すること。
 - ② 入札保証金は、平成30年8月27日（月）までに天理市所定の銀行口座宛てに振込すること。
 - ③ 入札保証金は、落札した場合、契約保証金の一部に充当することができる。
 - ④ 入札保証金を納付しないときは、入札に参加できません。
- 7 入札日時
 - (1) 日時 平成30年9月3日（月）午後2時から
 - (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所 3階334会議室
 - (3) 入札当日にご持参いただく書類等
 - ・入札指定書（様式第2号）
 - ・入札書
 - ・入札用封筒（長3封筒）
 - ・委任状（代理の場合【社員の方も含む】）
 ※必要書類の提出がない場合は、入札に参加できません。
 ※入札は、最大3回おこないますので入札書及び入札用封筒は3通用意ください。

(4) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定する。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市が定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者とする。
- ② 前記に該当する者が2者以上あるときは、開札後直ちに行うくじにより決定する。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札及び市有地売却一般競争入札案内書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

9 契約保証金の納付

落札者は、契約締結時に契約保証金として、土地代金の100分の10以上の額から契約保証金の一部に充当される入札保証金を差し引いた金額を、天理市が発行する納入通知書により納付するものとする。

契約保証金は、入札保証金から充当し土地代金の一部に充当することができる。

10 契約

落札者は、市が指定する期日までに売買契約を締結する。

11 売払代金の残金の納付

契約を締結した者は、売買契約締結の日から30日以内に市が発行する納入通知書により、土地代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとする。

12 土地の引渡し及び所有権移転登記

(1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとする。

(2) 所有権移転登記の手続きは、市において行う。なお所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義（入札書に記載の落札者名義）で行う。

(3) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担とする。

(4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とする。

(5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件にかかる権利義務を第三者に譲渡することはできない。

13 契約上の特約

売買契約書において次の特約を付す。

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

① 落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならないこと。

② 落札物件の所有権を第三者に移転する場合には、①の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならないこと。

③ ②の第三者が落札物件の所有権を移転する場合にも同様に①、②の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならないこと。

④ 落札物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して①の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、①の使用の禁止を免れるものではないこと。

⑤ ④の第三者が新たな第三者に落札物件を使用させる場合も同様に①、④の内容を遵守させなければならないこと。

(2) 建築物に等に関する事項

次に掲げる建築物は建築してはならない。

① 建築基準法別表第二（と）四の貯蔵又は処理に供するもの。（建築物に付属するものを除く。）

② 建築基準法別表第二（に）六の政令で定める規模の畜舎

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業を営むもの。

(3) 実地調査等

上記(1)について、市が必要であると認めるときは、履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める場合がある。

(4) 違約金の徴収

買受人が上記(1)に違反したときは、土地代金の3割に相当する額を、違約金として天理市に支払うこと。

(5) 買戻特約

買受人が上記(1)の特約に違反したときは、市は前記の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、売買契約締結日から10年間とする。

14 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、法令に基づく制限等も調査確認を行うこと。

(2) 建物の建築に当たっては、土地の利用制限等について、あらかじめ各自で関係機関に確認するこ

と。

- (3) 売買契約締結の日から落札物件の引渡しの日までの間において、天災地変その他買受人及び天理市のいずれの責めにも帰すべからざる理由により、落札物件が毀損し契約履行が不可能になったときは、買受人及び天理市のいずれからも契約解除ができる。
- (4) 買受人は、売買契約締結後、落札物件に数量の不足又は隠れた瑕疵があることを発見しても、土地代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(平成30年 7 月18日 揭示済)

天理市公告第38号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7 月18日

天理市長 並 河 健

- 1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成30年 7 月20日 揭示済)

天理市公告第39号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 7 月20日

天理市長 並 河 健

- 1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成30年 7 月24日 揭示済)

天理市公告第40号

指定居宅介護支援事業所の指定の廃止について

平成30年 7 月31日付をもって下記の者を、指定居宅介護支援事業所としての指定を廃止したので、介護保険法(平成9年法律第123号)第85条及び天理市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則第6条の規定により公告する。

平成30年 7 月24日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970400046	
名 称	有限会社ハヤシ	
所在地	天理市富堂町320-1	
申請者	名 称	有限会社ハヤシ
	主たる事務所の所在地	天理市富堂町320-1
	代表者の氏名	林 知世子
	代表者の住所	天理市平等坊町176-1
廃止年月日	平成30年 7 月31日	
サービスの種類	居宅介護支援	

教育委員会

(平成30年 7 月10日 揭示済)

天教告示第9号

平成30年 7 月13日午前9時から7月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成30年 7 月10日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成30年 7 月30日 掲示済)

天農委告示第 6 号

平成30年 8 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成30年 7 月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する申請について
- 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第 4 号 農用地利用配分計画について
- 議案第 5 号 天理農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 6 号 その他

- ①相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について (報告)
- ②市街化区域の専決処分について (報告)

選挙管理委員会

(平成30年 8 月 2 日 掲示済)

天選告示第 5 号

公職選挙法 (昭和25年法律第 100号) 第22条第 1 項の規定による、選挙人名簿の登録を行う日について、登録の日が天理市役所の閉庁日に当たる場合には、同項の規定に基づき直後の開庁日とする。

平成30年 8 月 2 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

監査委員

(平成30年 7 月26日 掲示済)

天監委告示第 1 号

第 1 回定期監査の結果について (公表)

地方自治法第 199条第 4 項の規定により、平成30年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年 7 月26日

天理市監査委員 松 井 義 憲
天理市監査委員 松 尾 潤
天理市監査委員 市 本 貴 志

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成30年 4 月 4 日～ 9 日	会計室	平成30年 2 月 28 日
平成30年 4 月 10 日～ 13 日	市長公室女性活躍推進課	平成30年 2 月 28 日
平成30年 5 月 2 日～ 9 日	くらし文化部スポーツ振興課	平成30年 3 月 31 日
平成30年 5 月 10 日～ 16 日	〃 市民課	平成30年 3 月 31 日

- 3 監査の範囲
平成29年度の財務に関する事務の執行状況等
- 4 監査の対象事項
 - (1) 予算の執行状況
 - (2) 収入及び支出の事務処理状況
 - (3) 補助金関係の事務処理状況
 - (4) 契約関係の事務処理状況
 - (5) 財産の管理状況
 - (6) 物品の出納保管状況
- 5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【会計室】

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
市預金利子	40,000	67,327	67,327	0	0	100.0
合計	40,000	67,327	67,327	0	0	100.0

歳 出

平成30年2月28日現在

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
会計管理費	2,012,000	1,121,646	890,354	55.7
合計	2,012,000	1,121,646	890,354	55.7

平成30年2月28日現在

注:職員給与費除く。

歳出の主なものは、窓口収納事務取扱手数料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【市長公室】

女性活躍推進課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	737,000	747,570	747,570	0	0	100.0
雑入	38,000	16,767	16,767	0	0	100.0
合計	775,000	764,337	764,337	0	0	100.0

歳 出

平成30年2月28日現在

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
男女共同参画推進費	7,744,000	5,415,898	2,328,102	69.9
合計	7,744,000	5,415,898	2,328,102	69.9

歳入の主なものは、男女共同参画プラザ使用料である。

平成30年2月28日現在

歳出の主なものは、男女共同参画プラザ土地賃借料である。

注:職員給与費除く。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【くらし文化部】

スポーツ振興課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	2,000	1,760	1,760	0	0	100.0
総務費国庫補助金	59,815,000	42,226,081	0	0	42,226,081	-
雑入	1,830,000	373,510	373,510	0	0	100.0
合計	61,647,000	375,270	375,270	0	0	100.0

平成30年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
スポーツ振興費	230,960,000	128,634,281	102,325,719	55.7
合計	230,960,000	128,634,281	102,325,719	55.7

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、天理市立総合体育館拠点整備工事に対する地方創生拠点整備交付金である。なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、体育施設等指定管理料及び天理市立総合体育館拠点整備工事費である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民課

○ 予算の執行状況について

歳 入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務手数料	25,784,000	24,083,500	23,794,400	0	289,100	98.8
総務費国庫補助金	17,200,000	11,956,000	2,625,000	0	9,331,000	22.0
現年度	12,074,000	7,027,000	0	0	7,027,000	-
明許繰越	5,126,000	4,929,000	2,625,000	0	2,304,000	53.3
総務費委託金(国)	355,000	467,000	467,000	0	0	100.0
総務費委託金(県)	73,000	70,030	0	0	70,030	-
雑入	0	2,990	2,990	0	0	100.0
合計	43,412,000	36,579,520	26,889,390	0	9,690,130	73.5

平成30年3月31日現在

歳 出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
戸籍住民基本台帳費	47,233,000	20,552,005	26,680,995	43.5
現年度	42,107,000	17,927,005	24,179,995	42.6
明許繰越	5,126,000	2,625,000	2,501,000	51.2
合計	47,233,000	20,552,005	26,680,995	43.5

平成30年3月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、戸籍謄抄本交付手数料、住民票写し交付手数料及び個人番号カード交付事務費補助金である。なお、収入未済額については、監査実施時点でほぼ収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、住民情報システム利用料、コンビニ交付システム保守委託料及び戸籍総合システム機器借上料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

むすび

以上が平成30年度の会計室、市長公室（女性活躍推進課）及びくらし文化部（スポーツ振興課・市民課）の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令等に準拠し適正に処理されていた。

今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

(平成30年 7 月 23 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第12号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成30年 7 月23日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。
平成30年 7 月23日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者
商 号 (株) 水協
代表者 井川 英輝
住 所 大阪府大阪市天王寺区東高津町 3 番29号

(平成30年 7 月23日 掲示済)

天理市上下水道局公告第15号
天理市指定下水道工事店の指定について
平成30年 7 月23日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。
平成30年 7 月23日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定下水道工事店
商 号 葛城設備
代表者 山本 賢治
住 所 奈良県大和高田市東中 2 丁目10番 5 - 1 号

(平成30年 7 月30日 掲示済)

天理市上下水道局公告第16号
一般競争入札について
建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。
平成30年 7 月30日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第 1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 重要給水施設配水管改良工事（3 - 53工区）
- (2) 工事場所 天理市田部町外
- (3) 工事概要 本設管布設工

φ 2 5 0mm D I P (G X)	L = 473. 3m
φ 2 0 0mm D I P (G X)	L = 6. 7m
φ 1 5 0mm D I P (G X)	L = 44. 1m
φ 1 0 0mm D I P (G X)	L = 22. 9m
φ 1 0 0mm S G P - V B	L = 7. 9m
φ 3 0 0mm D I P 撤去	L = 371. 6m
φ 1 5 0mm D I P 撤去	L = 38. 5m
φ 1 0 0mm D I P 撤去	L = 15. 0m
φ 3 0 0mm D I P 閉塞	L = 92. 0m
給水管布設工	
給水装置 φ 40	2 箇所
給水装置 φ 25	1 箇所
給水装置 φ 20	6 箇所
付帯工	一式

(4) 工 期 平成31年 2 月28日まで

(5) 予定価格 96, 422, 400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 変動型最低制限価格
最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日の入札書開封前に開札立会人のくじにより決定する。

第 2 競争入札参加資格

(1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この

工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）及び水道施設工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成30年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成30年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名称 株式会社 ジャパックス 奈良営業所
所在地 奈良県奈良市押熊町458-1 ソレーユC101

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務経営課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線804

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。

局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

(1) 仕様書の公開

次の日程で仕様書を公開し、申請書及び資料を提出した者に対して仕様書を貸与する。

- ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 公開場所 第3に同じ。

(2) 仕様書に対する質問書の提出等

質疑の有無にかかわらず提出すること。

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
- ④ 回答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務経営課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式第2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。

- ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
- ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書 1 通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
- ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。

(2) 入札書等の提出

- ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務経営課 行

(3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。

(4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、再度、入札を行うものとする。この場合において、最低制限価格は初回の入札で決定した変動係数により算定したものを適用するものとする。

第10 くじを行う場合（落札者の決定）

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第11 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札を行った者は、入札無効とする。
 - ① 本入札に係る入札説明書に記載した競争入札参加資格がない者のなした入札
 - ② 本入札に係る入札説明書に記載した入札の方法によらない入札
 - ③ 虚偽の記載をした申請書及び資料を提出した者のなした入札
 - ④ 入札説明書、仕様書において示した入札条件等に違反した入札
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

第12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第13 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第14 問い合わせ先

第3に同じ。

別表（入札日程）

重要給水施設配水管改良工事（3－53工区）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成30年 7 月 31 日（火） から 平成30年 8 月 10 日（金） まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成30年 7 月 31 日（火） から 平成30年 8 月 10 日（金） まで
質問書の提出期限日	平成30年 8 月 17 日（金）
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成30年 8 月 21 日（火）
質問書への回答日	平成30年 8 月 21 日（火）
競争入札参加資格がないとした場合の説明要 望書提出期限日	平成30年 8 月 24 日（金）
競争入札参加資格がないとした場合の当該理 由の回答日	平成30年 8 月 28 日（火）
入札書提出期限日	平成30年 9 月 5 日（水）
開札の日時	平成30年 9 月 6 日（木） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成30年 9 月 6 日（木） 午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。